



社労士

やまなし

案 内

- ◇ 社労士制度推進月間に寄せて ◇ 社会保険労務士制度推進月間無料相談開催
- ◇ 業務研修会 ◇ 平成28年度甲府支部総会開催 ◇ 看護事業者労務管理研修会開催
- ◇ 面接指導を終えて ◇ 行政等から ◇ 事務局だより ◇ つれづれ
- ◇ 平成28年度巨摩支部総会開催される ◇ 親睦旅行 ◇ ニューフェイス
- ◇ ホームページリニューアルのお知らせ ◇ 今後の予定 ◇ 会員の動き

発行 山梨県社会保険労務士会
 山梨県甲府市酒折1-1-11
 日星ビル2F
 TEL (055) 244-6064
 FAX (055) 244-6065
<http://www.y-sr.com>
 発行人 石原嘉彦



「御坂峠からの富士山」

社労士制度推進月間に寄せて — 労働時間法制的転換を望む —

今年の社労士制度推進月間での社労士会セミナーでは、過重労働等長時間労働に関連するテーマが取り上げられて居ますが、労働時間法制については、ここ数年来、長時間労働の抑制および多様で柔軟な働き方の観点から様々な施策が審議会等で検討されています。

本稿では、此のうち、長時間労働の是正と勤務時間インターバル制度について考察します。

■ 長時間労働の是正 — 現状と課題 —

我が国は、一日8時間一週間40時間を超えて労働させてはならない(労基法32条)ことになっていますが、労使間の協定(いわゆる36協定)により、労働時間の延長が認められ、更に、協定に特別条項を付して締結すると、実質、無制限に時間外労働が認められる状況にあります。

総務省の「労働力調査」(2014年)によると、回答のあった1,743企業のうち、「過労死ライン」と目される月80時間を超えて時間外労働している企業は22.7%に達し、月100時間超企業も11.9%あります。

これまでの、時間外労働の抑制は割増賃金率の引き上げを中心に行われて来ましたが、現在は、時間外労働の量的上限規制を行う方向で検討が進められており、規制基準の設定値が目立っています。

■ 勤務時間インターバル制度

これは、時間外労働を含む一日の最終となる勤務終了時から、次の勤務に就くまでの間、一定時間のインターバルを労働者に保障する制度で、その目的は労働者の休息時間を確保することにあります。

EU加盟国では、1993年に制定されたEU労働時間指令によって「24時間につき最低連続11時間の休息保障」を義務化しています。

例えば、この制度では、残業で午後10まで働いていた場合、翌日の勤務は11時間のインターバルを挟んで午前9時まで免除され、始業開始時刻が8時であっても定時に出勤する必要はなく、8時から9時までの賃金もカットされないこととなります。

この制度については、現在のところ、政府は特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)に従事する労働者に対する選択的措置として限定的導入を制度成立の一要件として考えていますが、制度の目的は労働者の健康確保にあり、この観点からすれば、一般の労働者への導入が望まれるところであります。

一方、我が国においても、この制度は2003年頃からIT企業に導入が始まり、現在は、インターバルに幅がありますが、東証一部上場企業をはじめ、業種も製造・外食・流通へと広がりをみせています。

■ 結び

最後に、ここで考察した施策が実施された場合の影響について考えましょう。

まず、自由に使える増えた時間資源の有効活用により、暮らし方が変わります。

そして働き方も変わります。それによって生活にも仕事にも「ゆとり」が確保されることになり、労働者も人間として人生の質を高めることが期待されます。

社会保険労務士制度推進月間

無料相談会開催



毎年 10 月は社会保険労務士制度推進月間として全国的に広報活動・事業展開を実施しております。山梨県社会保険労務士会では例年通り各支部において無料相談会を実施（一部は予定）しました。



■ 10 月 16 日(日)

甲府市役所 4 F (甲府支部主催)

■ 10 月 22 日(土)

学びの杜みさか 講座教室 1 (峡東支部主催)

■ 10 月 22 日(土)

ラザウォーク甲斐双葉店 1 階特設会場(巨摩支部主催)

■ 10 月 23 日(日)

河口湖ショッピングセンター BELL (郡内支部主催)

※各会場にてポスターの掲示、チラシの配布も行い、合わせて広報活動も実施。

業務研修会 — 裁判所における補佐人の役割について —

平成 28 年 8 月 20 日(土)午後 1 時 30 分から、男女共同参画推進センターびゅうあ総合において、「総合労働相談所及び社労士会労働紛争解決センター山梨平成 28 年度研修会」並びに「裁判所における補佐人の役割についての業務研修会」が共同で開催され、48 名の会員が参加しました。「裁判所における補佐人の役割について」と題し、講師にせきもと法律事務所弁護士關本喜文先生をお招きしました。講義では、關本先生より「社労士法第 8 次改正により加わった補佐人制度」について説明をいただき、さらに「補佐人について」「訴訟とは」「請求権の考え方」等、裁判における基本的な事項の説明をいただきました。説明の中では、

新しい制度である為社労士が実際に行う業務を想定し解説をいただきました。全 3 回の研修の 1 回目として行われ、次回以降に具体的な労働問題について扱う中で、弁護士との関わり方等、業務内容の検討を深めたいとのことで終了しました。特定社労士以外も関わる業務として、参加した会員からは積極的な質疑がありました。次回以降は、平成 28 年 11 月 4 日と平成 29 年 1 月 21 日に予定されています。



平成 28 年度 甲府支部総会開催

平成 28 年 6 月 10 日(金)、山梨県立図書館 交流ルーム 102 で開催され、48 名(委任状提出者 32 名)が出席した。

総会は、望月久雄支部長の挨拶に引き続き、山梨県社会保険労務士会 石原嘉彦 会長が来賓の祝辞を述べ、慣例により支部長が議長となり、議事がすすめられた。

第 1 号議案(平成 27 年度事業報告承認に関する件)、第 2 号議案(平成 27 年収入支出決算報告承認並びに監査報告に関する件)については一括上程され、全員異議なく可決承認された。引き続き第 3 号議案(平成 28 年度事業計画(案)審議に関する件)、第 4 号議案(平成 28 年予算(案)に関する件)

についても一括上程され、全員異議なく可決承認された。

最後に第 5 号議案(平成 29 年度役員改選に関する件)が上程され、「甲府支部役員候補選任規則」に則り、今後投票推薦並びに立候補者について、全支部会員へ通知されることとなった。田中敏彦顧問より、社会保険労務士として、甲府支部会員の資質向上に係る貴重なご提言があり、阪口憲弘顧問より、これまでの山梨県社会保険労務士会の歩みと今後の発展について総括があった。総会に続き懇親会が開催され、会員相互間の親睦を深め、有意義な時間を過ごした。

介護事業労務管理研修会開催

8月31日、リバース和戸において介護事業労務管理研修会が開催され、23名の会員が参加した。

初めに、井上岳会員より、連合会による研修の内容についての伝達が行われ、その後、2つのテーマについてグループワークが行われた。

1つ目のテーマは、「社労士の関わり方についての提案と労務リスクに関する助言」であった。新規の介護施設の立ち上げ支援として、社労士が業務として関われる事項を提案書として示し、また、想定される労務リスクを挙げ、その予防策をアドバイスするという課題であった。会員からは、労働保険・社会保険の手続き及び助成金の申請等の業務が挙げられた。また、労働基準法の理解を進めること等により、職員の離職を防止したり、正しい賃金計算をしたりすることができるという意見が出された。

2つ目のテーマは、「労務管理上の問題点やシフトを考

える」であった。例示されたデイサービス施設の職員構成を考慮しながら、就業規則や賃金規程を作成するにあたり検討すべきポイントを整理し、また、勤務シフトから問題点を考えるという課題であった。会員からは、就業規則に関しては、正社員用とパート従業員用のものを作成する必要がある、また、利用者とのトラブル防止に関する規定を含めるべきである等の意見が出された。勤務シフトに関しては、デイサービスにおける職員の配置基準を満たすシフトが組まれているかどうかという点について、多くの意見が出された。

今回の研修を通して、介護事業分野における労務管理は、専門的な知識の習得が不可欠であることを強く感じた。介護事業の労務管理を実践的な視点で捉えることができた、大変有意義な研修であった。

学校教育プロジェクト 面接指導を終えて

山梨県社労士会が設置する学校教育プロジェクト（通称SSS）の28年度上半期の活動が終了しました。上半期は主として就職希望の高校生向け面接指導です。今年度は8校の高校で実施しました。

4月に委員長が交代し新メンバーでの取り組みでしたが、5月よりお互いに生徒役・面接官役を担当して模擬面接を重ねながら準備を進めてきました。

今年から全く新しい高校も1校加わり、高校との調整も全員で担いながら社労士ならではの視点で面接指導を行いました。社労士の利点は日ごろ事業主さんと接しているどんな人材を求めているのかを理解していることです。たとえば高校生の新卒採用の予定がなくても、会社として求める人物像はよく話題になる話です。

それを踏まえて高校生に接していきます。正直なところ高校（進路指導の先生の考え？）によって準備に相当な差が見られます。この時期になって「志望動機」一つすらすらと説明できなくて大丈夫かな？と思うこともあります。そしてどうしても暗記型が多いです。要点を押さえた上で、臨機応変に質問に応えるということは難しいようです。

それでも一生懸命な姿に社労士というより人生の先輩としてエールを送りたくなくなってしまいます。

面接指導は高校の先生とペアになって行うことが基本ですが、社労士以外にもハローワークの職員さんも同様に先生とペアとなって同じ時間帯に行っています。それぞれの良さを生かしながら来年度以降も続けていきたいと思えます。



行政等から

労働局からのお知らせ

監督課

(055) 225-2853

「過重労働解消キャンペーン」を 11月に実施します

～過重労働解消に向けた監督指導や
無料の電話相談などを実施～

山梨労働局（局長 能坂正徳）では、「過労死等防止対策推進法」において「過労死等防止啓発月間」と定められる11月に、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

キャンペーン実施に先立ち、関係労使団体等へ協力要請を行い過労死等を防止するための自主的な取組を促すほか、キャンペーン期間中には重点監督指導の実施や労働局長による長時間労働削減に向けた積極的な取組を行う主要企業の訪問等を行い、これらの活動を広く広報することで、県民の皆様が過労死等を防止することの重要性を認識していただくとともに、関心と理解を深めていただくことをめざします。

＜キャンペーン期間中の主な取組＞

1 重点監督の実施

長時間労働が疑われる事業場などへの監督指導を集中して行います。 ※今年4月から監督対象を月残業100時間超から80時間超のすべての事業場に拡大

2 電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、労働相談に対応します。

実施日時：11月6日(日)9：00～17：00

フリーダイヤル：0120(794)713

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けています。

① 山梨労働局又は労働基準監督署

（開庁時間 平日 8:30～17:15）

② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

労働条件相談ほっとライン

0120-811-610（フリーダイヤルはい！労働）

月・火・木・金17:00～22:00、土、日10:00～17:00

3 『過労死等防止対策推進シンポジウム』開催

① 日時：平成28年11月27日(日)13時30分～16時30分

② 場所：山梨県地場産業センター（かいてらす）

甲府市東光寺3-13-15

③ 内容：長時間過密労働の現状と対策、
パネルディスカッション

④ 申込方法：FAX：03-6264-6445

Web：http://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

⑤ 問合せ先：（株）プロセスユニーク

TEL 03-6264-6433

mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

健康安全課

(055) 225-2855

顧問先事業場（労働者50名以上）では

ストレスチェックの実施はお済みですか？

○第1回目のストレスチェックの
実施期限は11月30日です！

ストレスチェック制度概要

○1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施^{*1、*2}

○ストレスチェックの検査結果は、実施者等（医師、保健師等）から直接労働者本人に通知（検査結果を労働者本人の同意なく事業者には提供することは禁止）

○ストレスチェックの結果、高ストレス者と評価された労働者から申し出があった場合は、医師による面接指導を実施

○面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴取し、必要に応じ就業上の措置を講ずる

○ストレスチェック結果の集団分析及びそれを基にした職場環境改善（この部分は努力義務）

※1 ストレスチェックの実施義務のある事業場：労働者50人以上の事業場

※2 ストレスチェックの対象者：常時使用する労働者。以下の①及び②のいずれの要件をも満たす者が対象。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。

② 週所定労働時間数が、当該事業場における同種業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

ストレスチェック制度について、詳しくは、

厚生労働ホームページ「こころの耳」で検索を！



行政等から

監督署への報告をお忘れなく！

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、所定様式により、所轄労働基準監督署へ報告が必要です。

報告様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ご不明な点は、

山梨労働局労働基準部健康安全課 ☎055-225-2855)

甲府労働基準監督署安全衛生課 ☎055-224-5617)

都留労働基準監督署監督・安衛課 ☎0554-43-2195)

鵜沢労働基準監督署監督・安衛課 ☎0556-22-3181)

雇用環境・均等室

(055) 225-2851

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました。 <平成29年1月1日施行>

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するために法律が改正されました。

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者
 とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就

業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。詳細は山梨労働局HPをご覧ください。

<http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です。

～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です(運営は勤労者退職金共済機構)。

この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

(参考) 中小企業退職金共済制度について

<https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html>

問合せ先 山梨労働局雇用環境・均等室

☎(055) 225-2859

賃金室

(055) 225-2854

山梨県最低賃金が

1時間759円になりました

「山梨県最低賃金」は、平成28年10月1日から、1時間759円(22円の引上げ)に改定されました。

- 山梨県最低賃金は、特定最低賃金が適用となる業種を除いて、山梨県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問い合わせ先

山梨労働局労働基準部賃金室

(山梨県甲府市丸の内1-1-11 ☎055-225-2854)

または、山梨県内の労働基準監督署

行政等から

労働保険徴収室

(055) 225-2852

11月は
『労働保険適用促進強化期間』
です。

労働保険（労災保険、雇用保険）の適用状況は、全国的には緩やかな回復基調を続けており、一部の企業に経済の上向きな情勢がみられるものの、当県においては依然として厳しい雇用情勢の影響等により、小規模零細企業を中心に未手続事業が生じております。

そのため、厚生労働省では、労働保険の「未手続事業一掃対策」に積極的に取り組み、未手続事業の解消を図るとともに労働保険制度の周知・啓発活動を行っています。

労働保険の未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上の観点から極めて重要であることから、労働保険の未手続事業の的確な把握に努め、把握した未手続事業に対しては、手続き指導に留まらず、職権による成立手続きを含めた積極的な対策を講じています。

当局においては、本年度も11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、県内の労働基準監督署及びハローワークと連携して、リーフレットの配布等により各種事業主団体や県民の皆様への広報活動により労働保険制度の周知と未手続事業の解消に向けた取組みを行うこととしています。

会員の皆様におかれましては、労働保険制度へのなお一層の御理解をいただき周知広報に御協力をお願いいたします。

また、労働保険料等の申告の際に、賞与、各種手当等の算入漏れや、雇用保険被保険者資格のある労働者に係るハローワークへの資格取得届が未提出となっている事例等が見受けられますので、是非ともこの機会に労働保険の各種手続き状況を御確認ください。

労働保険の御相談・お問い合わせは、山梨労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、ハローワークに気軽に御尋ねください。また、山梨労働局ホームページ

<http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「各種法令制度・手続き」→「労働保険関係」→「労働保険とはこのような制度です」なども御参照ください。



全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

(055) 220-7750

被保険者様の住所が変更になったら、
「住所変更届」の提出をお願いします。

被保険者様のご住所は、日本年金機構でご登録いただいておりますが、住所変更届の提出をされていない方が見受けられます。協会けんぽからの大切なご案内を確実にお届けするためにも、住所変更があった場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を日本年金機構東京広域事務センターへご提出願います。

～受診券をご自宅へお送りします～

被扶養者様（40歳～74歳まで）が、市町村の集団健診にて健康診断を受診する際に必要な、「特定健康診査受診券」（以下、受診券）をお送りしておりますが、転居等に伴う住所不明などによりご自宅にお送りできなかった受診券は、その後事業所様を通じ、被扶養者様へお渡しいただくことになりお届けが遅れます。

平成29年度も同様に、受診券を被保険者様のご住所へ送付致しますので、住所が変更になった場合には、速やかに住所変更届の提出をお願いします。

住所変更のお手続きのタイミングによっては、変更後の住所が受診券送付の際に反映されない場合がありますのでご了承ください。

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」の
普及を推進しています。

少子高齢化が進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。

ジェネリック医薬品は、お薬代の負担が軽減されるだけでなく、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるほか、優れた医療保険制度を維持し、次の世代に引き継いで行くことにも貢献します。

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担の軽減が図れるほか、健康保険財政の改善にもつながることからジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及を推進しています。

※山梨は、ジェネリック医薬品の使用割合が全国46位（ワースト2位）で、まだまだ及が進んでいない状況です。

いつものお薬をジェネリック医薬品に変えてみませんか？

ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、健康保険証やお薬手帳などに貼付していただける「ジェネリック薬品希望シール」を作成しております。

ご希望がありましたら、お送りしますのでお申し付けください。

行政等から

日本年金機構からのお知らせ

(055) 252-1431

9月分保険料(10月納付)から
厚生年金保険料率が変わりました。

厚生年金保険の保険料率は、将来の保険料水準を固定したうえで、給付水準を調整する仕組み「保険料水準固定方式」により、平成29年9月に18.3%で固定されるまで、毎年9月に段階的に引き上げられます。

平成28年9月分(10月納付分)からの保険料率は下記のように改定されました。

◇平成28年9月分以降の保険料率(参考)

適用期間	厚生年金保険料率	
	一般被保険者	船員・坑内
平成28年9月分から 平成29年8月分まで	18.182%	18.184%
平成29年9月分以降(固定)	18.300%	

※厚生年金基金に加入している被保険者の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。免除保険料率及び厚生年金基金の掛け金については、厚生年金基金にお問い合わせください。

●平成28年10月1日から厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級(第1級:88千円)が追加されました。

標準報酬等級		標準報酬	報酬月額
~ 28.9迄	28.10~	月額(円)	円以上 円未満
1	1	58,000	~ 63,000
2	2	68,000	63,000 ~ 73,000
3	3	78,000	73,000 ~ 83,000
4	4 (1)	88,000	83,000 ~ 93,000
5 (1)	5 (2)	98,000	93,000 ~ 101,000
6 (2)	6 (3)	104,000	101,000 ~ 107,000
34 (30)	34 (31)	620,000	605,000 ~

注) 1. 等級の表示は、健康保険(厚生年金保険)です。
2. 太枠内の報酬月額は、厚生年金保険については、~ 93,000円未満と読みます。

●平成28年10月1日から、健康保険・船員保険の被扶養認定における兄姉の同居要件が廃止されました。

健康保険法及び船員保険法による被保険者の兄姉と弟妹の被扶養認定要件については、兄姉(被保険者との同居要件あり)と弟妹(同居要件なし)の間に差が設けられていましたが、兄姉の同居要件が廃止されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。なお、収入要件に変更はありません。

	被扶養対象者	同居要件
H28.9迄	①被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)、子、孫および弟妹	無
	② 略	有
H28.10~	①被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)、子、孫および兄姉弟妹	無
	② 略(従前通り)	有

●平成28年10月から、厚生年金保険・健康保険の加入対象が、従業員501人以上の企業で週20時間以上働く方などに広がりました。

●健康保険・厚生年金保険適用関係届書は東京広域事務センターへ直接郵送を!

【届書郵送先】

〒135-8071

日本年金機構 東京広域事務センター

※東京広域事務センターは、郵送受付及び提出済書類の不備返戻にかかる対応のみとなり、来訪や電話による受付・相談窓口の設置はございません。

ご相談及びお問い合わせは管轄の年金事務所までお願いします。

※以下の届書等は、これまでどおり管轄の年金事務所へ提出してください。

- 被保険者資格証明書交付申請書(取得届や扶養届等と併せてご提出ください。)
- 資格取得・資格喪失等確認請求書
- 二以上事業所勤務者にかかる各種届書
- 適用事業所関係事項確認(申請)書
- 一括適用承認申請書
- 適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)
- 健康保険法第3条2項(日雇)適用事業所および被保険者にかかる各種届書
- 高齢任意加入被保険者にかかる各種届書
- 船員保険にかかる各種届書
- 保険料口座振替関係届書
- 情報提供依頼書(被保険者縦覧照会回答票や事業所別被保険者記録一覧表など)

行政等から

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ
(055) 242-3723

平成 28 年 4 月新設
高年齢者雇用安定助成金
（高年齢者無期雇用転換コース）

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主を助成します。

【無期雇用転換計画書を提出する前に】

- ①有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約又は就業規則等に規定していること。
- ②高年齢者雇用推進者の選任に加え、以下の高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。
教育訓練の実施、作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配慮、職域の拡大、配置・処遇の改善、賃金体系の見直し、勤務時間制度の弾力化
- ③高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。

【無期雇用転換計画書の提出】

計画実施期間の6か月前から2か月前までの間に無期雇用転換計画書に必要書類を添えて提出する。

【無期雇用への転換の実施】

無期雇用転換計画が認定された後、計画実施期間内に、転換制度により有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させる。

- ・計画実施期間内に複数人の転換を行うことができます。
- ・転換した労働者を65歳以上まで継続して雇用する見込みがあることが要件です。

【支給申請書の提出】

転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要書類を添えて支給申請を行う。

【支給額】

対象労働者1人あたり50万円(中小企業以外は40万円)
1支給申請年度(4月～3月)あたり10人を限度とします。

【転換の対象となる労働者】

- ①申請事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満であること。
- ②労働契約法第18条に基づき、労働者からの申し込みにより転換した者でないこと。
- ③無期雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた者でないこと。
- ④転換日の前日から過去3年以内に申請事業主において、無期雇用労働者として雇用されたことがない者であること。
- ⑤支給申請日において離職していない者であること。

事務局だより

◆ 理事会報告 ◆

平成 28 年 8 月度理事会

平成 28 年 8 月 6 日(土)午前 9 時 30 分～

◆連合会、地域協議会その他

- 1 関東甲信越地域協議会秋季定例会議日程
・10月13日(木)～14日(金) (当番会：茨城会)
- 2 連合会総会(6月30日開催)報告(代議員：八巻理事)

◆各部・委員会からの審議・報告事項

総務部

- 「年金の日」(11月30日)への協力要請対応
 - ①ポスター掲示 ②リーフレット配布および③HPに掲載。ただし、年金相談会は設定しない。
- 親睦旅行計画
9月24日(土)龍潭寺(りょうたんじ)とうなぎパイファクトリー見学
- 社労士名板掲示・交換
15名(新規5, 追加2, 変更5, 退会3)計59枚

教育研修部

- 社労士会セミナー

日時 10月28日(金) 午後1時30分から

会場 県立文学館 講師 加藤 里美会員

テーマ ～過重労働と残業手当・ハラスメント対策～

調査・広報部【審議と報告】

- 社労士制度推進月間無料相談会開催
- 第31回県民の日記念行事小瀬会場への出展
- 無料相談会受付票、報告書の様式改定と統一

ホームページ委員会

当会 HP 開設時からの作成管理者に「感謝状+金一封」を贈呈し、謝意を表する件を議決した(8/25実施)。

渉外部【報告】

- 1 十士会定時協議会
8月4日 午後3時30分～ ベルクラシック甲府
- 2 中小企業の人事および事業承継勉強会
7月11日 午後6時から 山梨県弁護士会館
- 3 十士会何でも相談会 11月23日(木・休日)

司法制度改革対策委員会

特別研修 今年度の研修が10月1日から始まる。

平成 28 年 9 月度理事会

平成 28 年 9 月 3 日(土)午前 9 時 30 分～


事務局だより
◆連合会、地域協議会その他

- 1 関東甲信越地域協議会秋季定例会議について
議題の提出を行なった。
- 2 山梨労働局長通達「社会保険労務士の業務に関する周知について」：社労士の労働争議介入範囲の理解と運用
- 3 地域協議会労務管理地方研修会実行委員会
8月25日(木)午後 会場：大宮ソニックシティ
八巻理事（研修部長）が出席

◆報酬規程検討委員会（臨時設置）

先の総会で指摘された謝金、報酬について検討し、理事会への提出案を決定。8月25日(木)リバーズ和戸館

◆各部・委員会からの審議・報告事項**総務部【審議・報告】**

- 1 事務局の情報管理対応レイアウト案審議。
- 2 親睦旅行参加予定者 25名
- 3 平成29年度役員改選ルール（説明）

教育・研修部【報告】

- 1 8次法改正（補佐人制度）およびADR研修会
8月20日(土)びゅあ総合 48名参加
- 2 介護事業労務研修会
8月31日(木)県立青少年センター 23名参加
- 3 社労士会セミナー チラシ（350発送、官公庁）
- 4 業務研修会（予定）
10月7日(金)午後1時30分から
経営サービスおよび安全衛生優良企業公表制度

調査・広報部【審議】

- 社労士制度推進月間無料相談会のPR等
 - ・新聞広告「どれみるっく」原稿検討
 - ・予算見込み：3回掲載で23万円強
- 会場設置器材の確認と準備・相談員募集

ホームページ委員会

- 9月1日からリニューアル公開した。

渉外部【報告】

- 3士業による合同勉強会9月6日(火)弁護士会館
労働条件審査推進委員会
社会福祉協議会20数カ所に案内状を送付

平成28年10月度理事会

平成28年10月1日(土)午前9時30分～

◆連合会、地域協議会その他

地域協議会秋季定例会議 会長、副会長が出席予定

総務部【報告】

- 平成29年度役員改選について
支部長に役員選任管理委員の選任推薦依頼状発送。
 - ・親睦旅行 9月24日(土) 25名参加で無事終了。
 - ・会員名簿を平成29年1月1日付で発行の予定。

教育・研修部

社労士セミナー参加申し込み状況（9／30現在）
一般 64社 86名 社労士 1名

調査・広報部

- 新聞広告（どれみるっく）発注：3回掲載136,323円
- 第31回県民の日記念行事小瀬会場へ出展確認
11月12日(土)、13日(日)小瀬スポーツ公園

ホームページ委員会【審議】

ホームページ保守契約の締結の件：承認された。

渉外部

- 十士会何でも相談会
 - ・準備作業：11月21日(月)午後6時から
 - ・相談会のブースは、行政書士会、公認会計士会、弁理士会、中小企業診断士会と共同⑳、㉑に決定。
 - ・相談員募集予定
- 甲府年金事務所との意見交換会
9月23日(金)午後3時～、当会から5名参加。
会場：甲府年金事務所大会議室

おしらせ

社労士版特定個人情報保護評価書作成研修について

標記については、会報第76号で、「関東甲信越地域協議会から各県会に作成研修の実施について通知がされていますが、当会では、近日中に発信される予定の情報を待って方向性を含め決める予定です。」とお知らせしました。

その後、6月24日に社労士版特定個人情報保護評価書作成ツールが連合会のホームページに掲載されました。

この作成ツールは、大変分かり易くできており、研修によって付け加えるべき内容は見当たらないことから、

当会では、評価書作成の集合研修は見合わせることにします。

なお、「SRPⅡ認証」の申請時に特定個人情報保護評価書の表紙の添付が必要です*。ホームページだけでは対応困難な事情がありましたら事務局までお知らせください。



※月刊社労士（2016.8、9）「連合会からのお知らせ」
「SRPⅡ認証」参照

つれづれなるままに

第 36 回

松田 朋子 先生

今号は、甲府支部の松田朋子先生に執筆していただきました。さてさて、どんなお話でしょう？

「河口湖アレチウリー掃作戦」

本年度の活動に 4 度参戦しました！

「アレチウリ」というのは、日本の侵略的外来種ワースト 100 に選定させているウリ科の大型ツル植物で 1 年生草本。北米原産で日本では本州以南で帰化植物として知られ、

特定外来生物に指定されています。河口湖一帯にすさまじい勢いで広がっているそうなのですが、この植物を地道に抜くという「アレチウリー掃作戦」という活動に参加するようになりました。富士山周辺の自然環境を守る活動をされている団体「富士山クラブ」の活動の一環だそうです。

友人に誘われて、初めて参戦したのは 6 月の中ごろだったと思います。まだ、長くてもせいぜい数



十センチ程度の芽を、葦の木の間から引っこ抜く作業が 1 時間程度で終了しましたが、今年最後の 9 月の一掃作戦では、手練り寄せても、手練り寄せても一向に減らないアレチウリの草原と格闘しました。

日頃から、環境活動に積極的…… というわけではないのですが、この活動なら自分でも参加し続けられそうだと感じています。

結局、一番楽しみにしているのはいい汗をかいた後、友人と楽しくファミレスでお昼ご飯を食べながら一杯飲ませてもらう（なにしろ自宅まで送迎してもらっているため、友人の許可が必要です）ビールなのですけどね。

ご興味がある方は、ぜひ来年と一緒にいかがですか？

【アレチウリの危険性】

2006 年(平成 18 年)に駆除すべき「特定外来生物(植物)」に指定されました。春に発芽し、夏には著しく旺盛な成長によりツルを伸ばしながら他の植物にツルで絡み付きながら覆い尽くして光を遮り、植生を単純化させます。アレチウリのツルは長いもので 10 m 以上に成長します。秋には大型の種子を大量に生産し枯れます。1 年で枯れてしましますが、生産された種子の多くは翌年以降、発芽して同様に繁茂するため、放置すれば一面を覆い尽くすように拡がります。また、放牧地や農地にも侵入し、莫大な被害となることもあります。

～次号は、巨摩支部所属の高橋和彦先生にバトンが繋がります。お楽しみに！～

事務局よりお知らせ

会員本人が健康診断等を受けた場合、申請書に健康診断等の領収書写しを添えて会事務局へ提出することにより、1 年度内 1 回限りとして 2,000 円の費用の補助を受ける事が出来ます。検診種別・受診医療機関は指定しません。

下記の物をお持ちになり事務局までお越しください。

- ① 申請書(事務局にございます)
- ② 検診の領収書のコピー
- ③ ご印鑑

電子申請利用の際の確認事項の照合省略に係る申出はもう、お済みですか？

ご希望の方は、事務局までお申し出ください。山梨労働局(職業安定部)に、随時、申出を行います。

現に電子証明書がない方でも先行して申出が出来ます。

- すでに承認された方は取消されない限り有効です
- 山梨労働局以外へは各人で申出してください

《電子証明書発行手数料を補助します》

電子申請に必要な電子証明書取得時の費用の一部を社労士会にて補助しています。今回改めてお知らせいたしますのでご利用下さい。

- * 対象となる費用：社会保険労務士電子証明書発行手数料(H28.10 月現在 7,452 円)
- * 補助金額：5,000 円

- * 申請方法：所定の申請書に記入の上、発行手数料支払控のコピーと共に事務局に提出
(申請書は事務局にあります)
- * 申請期限：発行手数料を支払った年度(4 月～3 月)内に申請
- * 申請回数：特に制限はありません
(更新時も申請可とします)

平成28年度巨摩支部総会開催される

平成28年9月14日(木)、午後1時30分より中巨摩郡昭和町総合会館2階会議室において開催された。

井上岳会長が暫定議長となり、議案審議に入った。

第1号議案平成27年度事業報告承認に関する件、第2号議案平成27年度収入支出決算報告承認に関する件を一括上程し、特に無料相談会の効果が年々アップしている点などに注目した上で全員異議なく承認された。

次に第3号議案編成28年度事業計画(案)、第4号議案平成28年度収入支出予算(案)も一括上程され、全員異議なく承認可決された。

引き続き第5号議案支部役員に関する件が上程。昨年の平成27年度支部総会で決定できず暫定運用されていた

が、今年度の支部役員として支部長井上岳、副支部長大堀春男、同萩原力の各会員が承認決定され、来期支部役員改選時までの支部役員体制が確立された。

最期に第6号議案平成29年度役員改選スケジュールと巨摩支部としての対応についての件の審議に入った。前年度の支部総会において支部役員が決定されなかった経緯を踏まえ、そもそも当県のような少数会員県で支部体制を置く必要があるのか、会則改正をも踏まえた議論が今後必要になるとの出席会員全員の共通の認識の上で、役員改選手続きフローチャート(平成29年度版)にのっとり、支部役員を中心に迅速に選任推挙することを確認した。

以上で支部総会を終了した。

親睦旅行

9月24日(土)、親睦旅行が実施された。

当日はあいにくの天気で小雨が降る中での出発だったが、静岡に入ると雨はさらに激しくなり、不安にさえなる天候だった。しかし、バスの中ではそんな雨など何のその、飲み、語り、そして歌い、楽しい時間を過ごしつつ目的地へと向かっていった。

しかし、こまめなトイレ休憩も有意義に楽しんだせいか予定時間より大幅に遅れてしまい、2箇所の立ち寄り場所を1箇所にせざるをえなくなってしまった。龍潭寺か?うなぎパイファクトリーか?という究極の選択を迫られた会員が選んだのは「うなぎパイ」。

昼食のうなぎ重に舌鼓をうち、うなぎパイファクトリーへと向かうバスの中では、朝から全開で楽しんできた会員たちがお腹もいっぱいになってしばし休憩・充電中という姿が多く見られた。

うなぎパイファクトリーでは甘い匂いがたちこめる中、美味しいうなぎパイが焼き上がり、包装されてゆく過程を見学。たくさんのお土産を購入した後、続いては焼津さかなセンターへ。閉店間際のセ

ンターでは値切る前に値下げされるという状態で、お得な買い物を楽しむことができた。

あたりが既に暗くなってきた中、山梨へ向かうバスでは恒例のビンゴ大会を実施。栄えある1位にはさかなセンターで購入したカニ・鮭の切り身・しらす・わかめ……という何とも豪華な賞品が手渡された。1位でなくとも全員に商品が用意されているので、皆お土産を手にすることができ盛り上がった時間であった。

早朝から集合のスケジュールとはいえ、まだまだ元気いっぱいの子会員を乗せたバスは富士吉田から甲府へと向かい、今年度の親睦旅行も無事に終了した。

今回初めて参加という会員もいた親睦旅行、また来年も新しい参加者を加えて実施されることを願いたい。



山梨県社労士会ホームページリニューアルのお知らせ

平成 28 年 9 月 1 日より、山梨県社会保険労務士会のホームページがリニューアルしました!!

会員専用ページのパスワードについて

平成 29 年 9 月 1 日に、会員の皆様にお知らせいたしました。
ご不明な点がございましたら、事務局にお問合せ下さい。

ホームページ委員会

ニューフェイス登場

(平成 28 年 10 月 20 日現在)

こんな質問をしてみました

- ① 社労士になったきっかけは？
- ② 社労士会に望むことは？
- ③ 今一番熱中していることは？
- ④ 無人島にいくなら何を持っていく？
- ⑤ 座右の銘は？
- ⑥ 自己PRを簡潔にお願いします。

内田美幸氏 (開業・甲府支部)

- ① 総務関係の仕事をしていたとき、給与、厚生年金、高年齢雇用継続給付金の兼ね合いを説明する際、きちんと理解してしっかり答えよう……と思い勉強を始めたのが、社労士受験のきっかけです。そしてせっかく苦労して取得した資格ですので仕事や自己成長につなげたいと思いました。
- ② 社労士としての更なる信頼の向上・社会貢献です。
- ③ 断捨離です……もともと「もったいない、もったいない」と物を捨てたり片づけたり出来ない性質でした……片付くと気持ちも少し頭の中もスッキリした感じで事あるごとに断捨離しています。
- ④ ぱっと浮かんだのが「アメ」!!……なぜでしょうか？無人島ですからあれこれ持って行きたいですね。ですが、なにも持たずに自給自足を楽しめれば一番いいですね。何か一つだけなら……ノートでも持って行って日記など思ったことを書くのもいいかもしれないですね。
- ⑤ 人間万事塞翁が馬
いいことも悪いことも、巡り巡っていますね。安易に喜んだり落ち込んだりしないようにと思っています。いいときも悪いときもあり、何が幸いするか分からないですし、その反対なことも言えると思っています。
- ⑥ 何事にも粘り強く取り組むチャレンジ精神旺盛な性格です。
皆様に信頼、頼りにされ喜んでいただける社労士を目標に、「分かり難いことを分かりやすく伝えて、お客さまや社会のお役に立てるように」日々精進して参りたいと思います。
皆様どうぞよろしくお願いたします。

表紙の写真説明

「御坂峠からの富士山」

この御坂峠は鎌倉往還御坂路ルート上にあり、近くには太宰治が滞在した茶屋や句碑もあって有名です。普段は新御坂トンネルを通ることがほとんどですが、この景色を目的に旧道と呼ばれるこのルートを通る人もいます。

(H・T)

今後の予定

- 10月 22 日(土) 無料相談会(笛吹市学びの杜みさか・ラザウォーク甲斐双葉店)
- 23 日(日) 無料相談会(河口湖ショッピングセンターベル)
- 28 日(金) 社労士会セミナー(県立文学館)
- 11月 12 日(土)・13 日(日) 県民の日無料相談会
- 17 日(木) グループ研究会発表会
- 18 日(金) 親睦ゴルフ大会
- 23 日(水) 十士会なんでも合同相談会(甲府市総合市民会館)
- 29 日(火) 年金に関する研修会(びゅあ総合)
- 1月 20 日(金) 新年互礼会(ベルクラシック)

会員の動き (H28. 7. 1 ~ H28. 9. 30)

入会

H28. 7. 1 内田美幸 (開業・甲府支部)
コスモス社会保険労務士事務所
甲府市美咲 2-9-9

退会 (前号で記載できなかったため今号にて記載)

H28. 6. 30 名取ふじ子 (巨摩支部)

個人会員 176 名 (内訳: 開業 140 名 法人の社員 4 名 勤務等 32 名)
法人会員 2 法人

編集後記

今年は、4 月の熊本地震、北海道・東北を襲った台風 10 号をはじめ各地の台風被害、さらに、今月に入って阿蘇山の爆発的噴火など甚大な自然災害が発生しています。

特に 8 月以降の台風は、非常に勢力が強く、局地的に大雨が降る等で過去の経験や想定を超える被災状況が伝えられました。被災された方々へお見舞い申し上げます。

さて、10 月は社労士制度推進月間で、各支部の無料相談会、社労士会セミナー等が予定されています。

これらは次号への掲載となりますが、今号も多くの皆様に活動の記事・写真提供等ご協力いただきました。感謝すると共に今後ともご協力をお願い申し上げます (F・T)

編集委員 河内司郎 武井二三忠 竹谷理恵 星野智美
調査・広報部担当副会長 石原嘉彦